

「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）等への意見

No	該当箇所	意見
1	全体	今般の改正は、令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」等に関して行われた保険会社向けの総合的な監督指針の改正に準じて、実施されるものと認識している。そのため、少額短期保険業者と保険会社とに共通する規制については、イコルフットィングの考え方のもと、同様の規制・解釈が適用されるという理解でよいか。
2	全体	保険会社向けの総合的な監督指針に基づいて改めて記載している箇所と、「総合指針に準じて取り扱うものとする」としている箇所がある。これは監督指針の前後の文脈や少額短期保険業者の独自性から、修正して記載した方がよいものは修正し、そのまま適用できるものは「準じて取り扱う」としているという理解でよいか。
3	全体	今般の改正案では、「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-14代理店手数料の算出方法」に該当する内容が含まれていない。これは代理店手数料ポイント制度を導入している少額短期保険業者が少なく、現時点では代理店手数料の算出方法について特段の措置を講じる必要がないという判断のもとでの対応という理解でよいか。
4	Ⅱ-3-16	共同保険契約の取扱いに関する規定が新設されている。この規定は、引受保険金額に上限が設けられていること、セーフティネットが存在しないことなどの事情に鑑みて、少額短期保険業者特有の規制として設けたものという理解でよいか。
5	Ⅱ-3-16	新設された共同保険に関する規定は、これまでの監督の着眼点を明確化したものであり、少額短期保険業者における共同保険契約の取扱いが変更されるものではないという理解でよいか。
6	Ⅱ-3-16-2(1)②	「募集資料等により（中略）明示、説明するなど、」とあるが、これはあくまで例示であり、必ずしも②の内容を記載した書面の交付が求められるわけではないという理解でよいか。